平成２６年（フ）第２９号
福岡県行橋市中央２丁目２番15―302号　グレイス行橋
債務者　原田　　学
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２６年（フ）第５２号
青森県八戸市大字中居林字仕替場３番地６クリサンテーム101
債務者　山野内冴佳
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月９日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２６年（フ）第２０号
岩手県上閉伊郡大槌町大槌第15地割46番地26
債務者　花井　千美
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２６年（フ）第４３９号
仙台市若林区上飯田３丁目７番24号　森ハイツ102
債務者　佐藤　和雄
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第２６３号
岐阜市長良友瀬77番地１　長良ＳＡＮＷＡマンション402号室
債務者　篠田　雅子
1　決定年月日時　平成26年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第１０４８号
名古屋市中村区北畑町１丁目44番地　黄金第一寮302
債務者　菊池　満男
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８号
三重県熊野市久生屋町1239―６、住民票上の住所三重県熊野市五郷町和田383番地
債務者　西久保　薫
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
津地方裁判所熊野支部

平成２６年（フ）第２５０号
神戸市中央区元町通６丁目２番34―405号、従前の住所神戸市兵庫区神明町１番30―306号
債務者　竹越　武志
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第５３４号
神戸市兵庫区湊川町５丁目８番１号　グローバル湊川ハイツ201、従前の住所神戸市兵庫区神田町26番10号　シーガルハウス102号
債務者　山本　有香
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４５号
兵庫県尼崎市神田中通８丁目265番地、前住所兵庫県尼崎市北大物町７番15号
債務者　田渕須摩子
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６３号
兵庫県尼崎市長洲東通２丁目11番６―202号
債務者　野宇　絹恵
1　決定年月日時　平成26年８月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１５号
和歌山県日高郡由良町大字里107番地
債務者　中西　英之
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２６年（フ）第４６８号
広島市安芸区矢野西１丁目19番５―201号
債務者　川平　智見
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第５４４号
広島県安芸郡海田町曙町10番15―８号
債務者　佐々木輝美
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１３号
石川県七尾市佐味町ロ部17番地３
債務者　宮崎　光則
1　決定年月日時　平成26年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月13日まで
金沢地方裁判所七尾支部

平成２６年（フ）第１１４８号
横浜市栄区長沼町198番地　メゾン長沼Ｉ101号室
債務者　大塚　政行
1　決定年月日時　平成26年８月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部